

(別表)

意見の概要	広域連合の考え方
人間ドックに対する助成制度を設けてほしい。	後期高齢者の健康診査をはじめとする保健事業については法令により努力義務とされていますが、本広域連合では、今までどおり健康診査の機会を確保すべく、県内の市町村と協議を重ねております。ただし、人間ドックに対する助成は、保険料への影響を考慮し、現時点では実施する予定はありません。
保険料を年金から天引きしないでほしい。	保険料の年金からの天引きについては、法令により定められており、希望により徴収方法を変更することはできませんが、低額の年金受給者に配慮し、年金額が年間18万円未満、もしくは介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超える場合は、年金からは天引きせずに、納付書又は口座振替により納めていただくこととなります。
低所得者に対する保険料の軽減制度は、所得割も含めて軽減し、被保険者単位で行うべきだ。	所得割額は所得割率により、所得に応じた額となることから、低所得者に対する軽減は、定額で賦課される均等割額に対して行います。また、軽減の判定に当たっては、その世帯の所得状態をより適切に把握するために、国保と同様に世帯単位で判定することとなっております。
保険料の7・5・2割の軽減を受けるために申請手続きは必要なのか。国保保険料(税)の場合、2割軽減は申請が必要となっているが、75歳以上の方が申請をするのは困難である。	後期高齢者医療保険料の軽減適用は、広域連合の公簿等によって判定しますので、申請は必要ありません。
現在、75歳以上で被用者保険に加入し、家族を被扶養者としていますが、後期高齢者医療制度に加入すると、家族を被扶養者としてすることができなくなり、家族に新たに保険料が発生するが、経過措置はあるのか。	後期高齢者医療制度創設に伴い、被用者保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保の被保険者となる方については、国保保険料(税)の軽減が予定されております。

<p>夫婦二人で国保に加入しており、夫が後期高齢者医療制度に移行し、妻が70歳である場合、妻の国保保険料（税）の計算はどうなるのか。</p>	<p>世帯員が後期高齢者医療制度に移行することにより国保単身世帯となる者については、国保保険料（税）の平等割の軽減が予定されております。</p>
<p>保険料の減免制度は、収入の少ない被保険者には適用が考えられていない。 また、「その他特別の事情があると認められること」を具体的な例をあげて説明してほしい。</p>	<p>収入が少ない被保険者に対しては保険料の軽減制度が設けられております。 また、特別の事情とは、規定されている基準以外のもので、現時点では想定できないようなものを救済するためのものです。よって具体的な例をお示しすることはできませんのでご了承ください。</p>
<p>罰則規定の中で、滞納の場合の基準があいまいである。また、過料の額を情状により定めるとはどういうことなのか。</p>	<p>保険料を滞納している被保険者が、保険証の返還に応じないときの罰則規定がありますが、保険証の返還についての基準は別に定める予定です。また、情状により定めるとは、条例で定める過料の範囲内で、その不正行為等の程度により広域連合の裁量によって定めるという意味です。</p>
<p>保険料率は2年ごとに見直しされることになっているが、資金不足になった場合はどのように対応するのか。</p>	<p>一時的な資金繰りによる不足については、一時借入で対応します。また、保険給付の増により資金不足になった場合は、県に設置する財政安定化基金からの借り入れで対応いたします。</p>
<p>保険料賦課総額の算出について、具体的に仮の数値を入れて例示してほしい。収納率が100%にならない場合はどうなるのか説明してほしい。</p>	<p>医療給付費等の費用の見込額を1,000、国庫負担等の収入の見込額を900とすると、保険料収納必要額は1,000－900＝100となります。収納率が100%の場合は、この100が保険料賦課総額になりますが、収納率が95%の場合は、保険料収納必要額を予定収納率で割り返して算出します。よって、保険料賦課総額は100÷95%＝約105となります。</p>

〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県後期高齢者医療広域連合

総務課企画係

TEL:025-285-3221 FAX:025-285-3315

E-mail: jim02@niigata-kouiki.jp